

広島県告示第百八十四号

車両制限令（昭和三十六年政令第二百六十五号）第三条第一項第二号イの規定によって、通行する車両の総重量の最高限度が、二十五トン以下で車両の長さ及び軸距に応じて当該車両の通行により道路に生ずる応力を勘案して国土交通省令で定める値である道路を次のとおり指定する。

平成二十三年三月七日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 指定する道路の路線名及び区間

路線名	区間
一般国道四三二号	世羅郡世羅町大字西上原字馬上九九五番二地先から 世羅郡世羅町大字東上原字大原二〇二番六地先まで
県道呉平谷線	呉市焼山西三丁目一〇六八番一地先県道呉環状線交点から 安芸郡熊野町平谷二丁目八八七番一地先県道矢野安浦線交点まで

二 指定する期日

平成二十三年四月一日